

# 政策調整会議の概要

開催日 令和7年5月22日(木)

## ◎項目

- 1 東京事務所ミッションについて
- 2 遠隔手話通訳サービスの導入について

## ◎内容

### 1 東京事務所ミッションについて【総合企画部】

○総合企画部副部長

東京事務所ミッションについて、各部局における本年度のミッションテーマをとりまとめた。本年度から、消防広域化に関する情報収集や夫婦の姓のあり方などの新規項目を設定。昨年度からの継続項目と併せて、東京事務所と連携しながら情報収集をお願いする。

東京事務所では、各省庁と連携を図りながら迅速で正確な情報収集をしているところ。本庁の各部局の総括副部長においては、東京事務所へのミッションテーマを参考に東京事務所との間で、単なる情報共有だけでなく情報のキャッチボールを行い、実のあるものにしてもらいたい。引き続き、国の動き等に連動させながら、ミッションテーマの追加、変更をするなど、より一層連携強化を図ってもらいたい。

### 2 遠隔手話通訳サービスの導入について【子ども・福祉政策部】

○子ども・福祉政策部副部長

高知県では令和6年12月26日に、「高知県における言語としての手話の普及等の推進に関する条例」を制定。従来から、県では設置手話通訳者を、高知市に3人、幡多と安芸にそれぞれ1人ずつ配置しているが、今回の条例制定によって、より一層、手話が使え環境を整備するため、遠隔手話通訳サービスを導入することとした。本年の6月5日から、県庁や出先機関の窓口で、サービスを開始する。

遠隔手話通訳サービスは、来庁者のスマートフォン等で二次元バーコードを読み込む、もしくは、県職員の一人一台パソコンからURLに接続すると、県の設置手話通訳者につながり、画面を介して、聴覚障害のある来庁者と窓口職員がコミュニケーションをとることが可能になるもの。

各所属においては、窓口で、遠隔手話通訳に対応可能なことが分かるようにチラシ等を設置し、来庁者から申し出があったときに対応できるよう願います。

○副知事

条例の制定を受けて、新たに県庁職員向けの手話研修の開催や、県主催のイベントで、従来まで手話通訳者を設けていなかったイベントに手話通訳者を設ける等の対応は考えているのか。

○子ども・福祉政策部副部長

各課が実施するイベント、一般県民を対象とした講演会等のイベントの際は、情報保障として手話通訳者の配置を各部局にお願いしている。

職員向けの手話研修については、人事課主催の研修で実施を計画をしている。

○副知事

条例が制定されて、各部局への条例関連の通知や依頼があると思うので、協力をお願いします。

○農業振興部副部長

行政では、業界用語や専門用語が多いが、正確性をどう担保するか。また、どのようなことに気をつけたらいいのか。

○子ども・福祉政策部副部長

基本的には難しい言葉を使わずに、分かりやすく説明することが重要。説明が難しい業界用語などは、その用語の趣旨を手話通訳者に伝えて、手話通訳者が対応する。

遠隔手話通訳サービスは、県外の手話通訳事業者に繋がる場合もあるため、方言にも気をつけてもらいたい。

○総務部副部長

通信料については来庁者負担ということだが、参考の金額はあるのか。

○子ども・福祉政策部副部長

通信料については、契約方法や通信環境等によって変わる。聴覚障害のある方には、障害福祉課から、聴覚障害者協会などを通じて、遠隔手話通訳サービスを開始する旨を通知する予定。その際に、通信料に関する情報もお伝えする。